

真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の再編計画(概要)

令和5年3月30日策定

1. 真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の再編計画

(1) 再編の概要

令和4年度は全ての公立幼稚園が各学年1クラスとなっており、統合を行う必要がある中、真菅北幼稚園の園舎は軽量鉄骨造であり、建替え時期が迫っている状況にあります。また、「公立保育所・幼稚園適正配置の対応策(案)」に対するパブリックコメントでは、檀原市の北部に保育所や認定こども園の整備を望むご意見もありました(15ページ参照)。

このことから、真菅北幼稚園と耳成西幼稚園を再編し、保護者の就労状況に関わらず利用できる幼保連携型認定こども園を「公私連携」手法を用いて令和9年度に開園できるよう進めます。

表1：再編スケジュール

		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
真菅北幼稚園	市	幼稚園(現状どおり)	閉園 協定締結 園舎解体設計	(在園児は、耳成西幼稚園等の他園へ) 園舎解体			
	法人		設計		新園舎建設	R9年4月 認定こども園 開園予定	
耳成西幼稚園	市	幼稚園(現状どおり) 仮駐車場等の受入れ準備		(3歳児保育)		(4,5歳児のみ)	(5歳児のみ) 閉園

認定こども園とは・・・

- ・ 保育・教育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設です。
- ・ 1号認定(幼稚園的な利用)は3歳児より入園でき、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。また、1号認定の場合でも、預かり保育や給食の利用ができます。
- ・ 2号認定(保育が必要な児童)については、入園後に保護者が就労等を辞めた場合でも、認定区分を変更することで、継続して通園することができます。
- ・ 地域における子育て支援を行う機能(親子登園・子育て相談等)があります。

時間は目安です

時間	0, 1, 2 歳児	3, 4, 5 歳児	
	【3号認定】 保育を必要とする児童	【2号認定】 保育を必要とする児童	【1号認定】 幼稚園的な利用
7:15		〔預かり保育〕	
8:30	登園	登園	登園
11:30	保育	教育・保育 (共通時間)	
12:30	給食	給食	
13:15		教育・保育 (共通時間)	
14:10	午睡	午睡	降園準備・あそび 降園
15:00	保育	保育	(家庭保育) または 延長保育
16:30	順次降園	順次降園	
18:15		〔預かり保育〕	
19:00			

図1：認定こども園の1日の流れ

公私連携認定こども園とは・・・

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の1つ。
- ・幼保連携型認定こども園の運営を継続的・安定的に行うことができる民間事業者（学校法人または社会福祉法人）を公私連携法人として市が指定し、**市と公私連携法人が協定書を締結し、協定の内容に沿った保育・教育を民間事業者が提供するもの。**
- ・市は公私連携法人に対し、教育・保育等を行うための設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡することができる。
- ・国の財政支援（認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金）を受けすることができる。

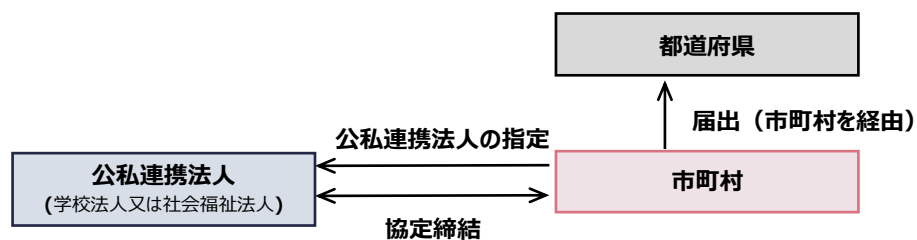


図2：公私連携施設のスキーム

(2) 再編の考え方

①多様なニーズに柔軟に対応できる施設

保護者の就労形態が多様化する一方で、施設の老朽化や保育士不足が深刻化する中、質の高い幼児教育・保育等を進める必要があることから、保護者の就労の有無にかかわらず利用できる「幼保連携型認定こども園」を公私連携手法で整備します。整備敷地については、2園のうち、十分な敷地面積が確保できる真菅北幼稚園の敷地を活用します。

②施設整備について

既存の真菅北幼稚園の園舎は、これまで大規模改修等を行っていない中、令和7年度には築50年を迎え、建替えを行う必要があります。このような中、公私連携法人を募集し、国の交付金（認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金）を活用した施設整備を目指します。その際には、見通しを良くした施設にするとともに、駐車場内や敷地周辺の安全確保にも配慮するよう、公私連携法人と協議します。

現園舎は令和7年度に解体し、令和8年度には新築工事を想定していることから、真菅北幼稚園については、令和6年度末で閉園します。そのため、真菅北小学校区の児童については、令和7年度から他園へ転園（または入園）していただくことを予定しています。

また、現在、真菅北幼稚園で実施している3歳児保育については、令和7年度から令和8年度までの2年間を耳成西幼稚園で実施し、その後、在園児が卒園した令和10年度末に耳成西幼稚園を閉園する予定をしています。なお、真菅北幼稚園内に複合している真菅北第2学童については、真菅北小学校へ移転する予定をしています。

③公私連携法人の選定について

公私連携法人移行後の保育が良好に運営されるためには、実績のある優良な法人を選定する必要があります。そこで、学識経験者や保護者代表等で構成する「公私連携法人候補者選定委員会」を設置し、保育目標や運営の考え方等を審査します。その際には、2園の保護者等の意見も十分に参考にしながら進めます。また、公私連携法人には、一定の保育経験を有する保育スタッフの確保や、移行後の園運営を外部の目でチェックする第三者評価の受審を義務づけるとともに、市職員による訪問等のフォローアップを行い、保育の質の確保・向上を図ります。

④児童への配慮及び保護者意見の反映

子どもに保育環境の変化による負担を与えないように、移行前1年間をかけて、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた関わりについて、段階的に引き継いでいきます。また、法人選定後は、保護者、公私連携法人、市で構成する三者協議会を設置し、運営等における諸課題の対応策を協議します。

⑤教育・保育内容の承継

既存の幼稚園は公立であることから、檀原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた教育・保育内容を承継します。また、近隣の小学校や地域と連携する等、地域の特性を生かした教育・保育活動を行う施設を目指します。

<協定書のポイント>

- ・認定こども園で実施する保育・教育内容については、「檀原市就学前の保育・教育指針（８ページ参照）」「檀原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」、「檀原市就学前人権保育・教育指針」に基づき、檀原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた保育・教育内容を承継すること。
- ・国籍、信条、社会的身分、経済的状況、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- ・1号認定については、校区内（真菅北校区、耳成西校区）で希望する児童は、原則全員入園させること。
- ・公立の保育・教育内容を円滑に引き継ぐため、移行の1年前から引き継ぎを受けること。
- ・保護者負担が発生する場合は、三者協議会（市・法人・保護者）を開催し、同意を得ること。
- ・土地は無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付けし、施設整備は公私連携法人で実施する。

⑥施設規模

新認定こども園の施設規模については、再編する2つの幼稚園の園児数（令和4年度：120人）を受け入れられる規模が最低限必要です。また、将来的な人口減少を見据えながらも、現在行われている近隣の宅地開発の状況を加味するとともに、事業者がより参入しやすい条件等を考慮し、136人程度とします。ただし、実際の園児数については、1号認定は校区内で希望する児童は原則全員入園させることを条件とするため、その人数によって増減する可能性があります。また、事業者からの提案内容によっても、園児数が増減する可能性があります。

表2：新認定こども園の定員数（想定）

年齢	定員数
0歳児	2人
1歳児	4人
2歳児	6人
3歳児	40人
4歳児	42人
5歳児	42人
合計	136人程度

表3：新認定こども園の学級数（想定）

算定式	一学級の園児数（満三歳以上の園児）は、三十五人以下を原則とする
算定結果	3歳児：40人÷35人＝1.14人（2学級） 4歳児：42人÷35人＝1.20人（2学級） 5歳児：42人÷35人＝1.20人（2学級）

表 4 : これまでの園児数

真菅北幼稚園	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
3 歳児	-	-	-	-	-	-	24 人	32 人
4 歳児	21 人	39 人	11 人	33 人	11 人	16 人	13 人	31 人
5 歳児	31 人	24 人	38 人	12 人	36 人	12 人	16 人	23 人
園児数 合計	52 人	63 人	49 人	45 人	47 人	28 人	53 人	86 人

耳成西幼稚園	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
4 歳児	30 人	23 人	25 人	28 人	11 人	13 人	14 人	15 人
5 歳児	29 人	29 人	24 人	26 人	28 人	12 人	13 人	19 人
園児数 合計	59 人	52 人	49 人	54 人	39 人	25 人	27 人	34 人

※各年度の 5 月 1 日時点の数値

⑦整備敷地

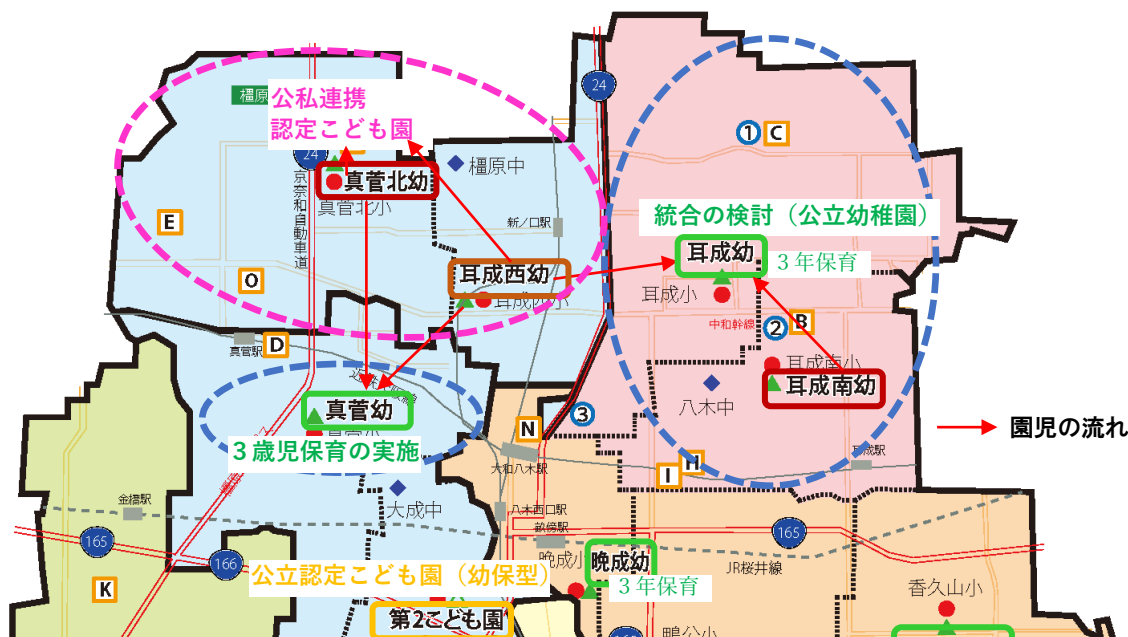


条件	内容
敷地面積	6,750 m ²
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
建蔽率	50%
容積率	80%
防火地域	建築基準法第 22 条区域
景観計画区域	専用住宅地エリア

2. 近隣施設の方向性（北西部エリア・北東部エリア）

表 5：近隣施設の方向性

エリア	施設名	令和10年度まで	令和11年度以降
北西部エリア	真菅北幼稚園	真菅北幼稚園と耳成西幼稚園を再編し、新たに公私連携幼保連携型認定こども園を令和9年度に開園できるよう進めます。	整備した公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続
	耳成西幼稚園		
	真菅幼稚園	真菅北幼稚園が令和6年度末で閉園した場合は、令和7年度から真菅幼稚園で3歳児保育を実施できるよう進めます。	社会情勢の動向により方向性を検討
	第2こども園	認定こども園への移行を進めます。	民間活力の導入の検討
北東部エリア	耳成幼稚園	耳成幼稚園の敷地内で公立幼稚園として統合することを検討します。	統合後の公立幼稚園の運営を継続
	耳成南幼稚園		



必要な対応策

(1) 園区制について

真菅北・耳成西幼稚園の再編により、当該校区内に公立幼稚園がなくなることから、公立園を希望（1号認定）される場合には、他の公立園（真菅幼稚園、耳成幼稚園等）で優先的に受け入れるよう配慮します。

(2) 通園支援について

再編に伴う通園支援については必要と考えています。保護者ニーズを勘案しながら、耳成西小学校校区から新認定こども園への通園支援、耳成西小学校校区から近隣の公立園（真菅幼稚園または耳成幼稚園）への通園支援も検討します。

3. 参考資料

(1) 就学前の保育・教育に関する市のこれまでの取り組み

- 平成19年5月 ・ 檜原市幼稚園適正配置検討委員会を設置
- 平成20年4月 ・ 白檜南幼稚園と白檜北幼稚園を統合
- 平成21年9月 ・ 幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針を策定
- 平成24年4月 ・ 檜原市就学前の保育・教育指針と檜原市就学前の保育・教育統一カリキュラムを策定
 - ・ こども園を3園（第1～3こども園）開園
- 平成25年9月 ・ 檜原市子ども・子育て会議を設置
- 平成26年4月 ・ こども園を2園（第4～5こども園）開園
 - ・ 檜原市就学前人権保育・教育指針を策定
- 平成27年3月 ・ 檜原市子ども・子育て支援事業計画を策定
- 平成30年4月 ・ 檜原市就学前の保育・教育指針と檜原市就学前の保育・教育統一カリキュラムを改訂
- 平成31年2月 ・ 檜原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施
- 4月 ・ 幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針を就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針として改訂
- 令和元年10月 ・ 幼児教育・保育の無償化スタート
- 11月 ・ 檜原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会を設置
- 令和2年 3月 ・ 檜原市第2期子ども・子育て支援事業計画を策定
- 令和3年 3月 ・ 公立保育所・幼稚園適正配置の対応策（案）に対するパブリックコメントを実施
- 4月 ・ 公立幼稚園3園で3歳児保育を実施するとともに、全園で預かり保育時間を延長
 - ・ 檜原市就学前の保育・教育統一カリキュラムの一部を改訂
- 6月 ・ 檜原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会から答申書を受理

(2) 檜原市就学前の保育・教育指針（一部抜粋）

○保育・教育目標

- ・乳幼児期の子どもの特性をふまえ、環境を通して養護と教育を一体的に行うように努める。
- ・「すべての子どもの最善の利益」を基に、次代を担う子どもが心豊かにたくましく生きる力を身につけるように努める。
- ・子どもの生活の連続性及び発達や学びの連続性をふまえた就学前の保育・教育の充実に努める。
- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿は保育活動全体を通して幼児の育ちを理解する。
- ・生命を大切に、健康・安全など生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を育てる。
- ・特別支援教育に対する理解と認識を深め、一人一人の子どもの特性や発達段階を把握し、集団の中で共に育ち合う環境づくりに努める。
- ・職員の担う役割の重要性を自覚し、専門意識を高め、資質向上に努めるとともに子どもや保護者にとって質の高い保育・教育の提供に努める。
- ・保護者が子育ての喜びと自信を得、子育て力を高めていけるよう、子どもとともに喜びを実感できるような環境づくりや支援に努める。
- ・家庭や地域との連携を図り、地域の特性を生かした保育・教育活動を進める。

○保育・教育指導の重点

- ・十分に養護の行き届いた環境の下で、様々な欲求を満ちし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- ・一人一人の子ども心身の発達や特性を踏まえ、安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるよう、計画的な環境構成を行う。
- ・自然や人とのふれあいなど様々な体験を通して、規範意識の芽生えを養い、生活に必要な習慣や態度、豊かな心情を育てる。
- ・自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる環境づくりに努め、人権感覚の基礎を育てる。
- ・友だちと共に過ごす楽しさや喜びを味わわせ、相手を思いやり認め合う心を育てる。
- ・自らふれ、確かめるなどの体験や感動を通してイメージを豊かにし、様々な方法で表現しようとする意欲や態度を育てる。
- ・生活の中で、言葉への興味や関心を育て、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
- ・子どもの発達や学びが繋がっていくように、小学校との積極的な連携を図る。
(小学生との交流、情報の共有、職員間の交流・研修等)
- ・生きる力の基礎を培うため、豊かな人間関係の中で命の大切さを乳幼児期から養う。
- ・地域や関係機関と連携を図りながら、家庭における子育てを支援する。

(3) 人口の推移

○年齢4区分別人口の推移

昭和55年から令和2年までの本市の年齢4区分別の人口推移を示します。年少人口（0-14歳）は既に減少傾向にあり、平成17年には老年人口（65歳以上）を下回っています。

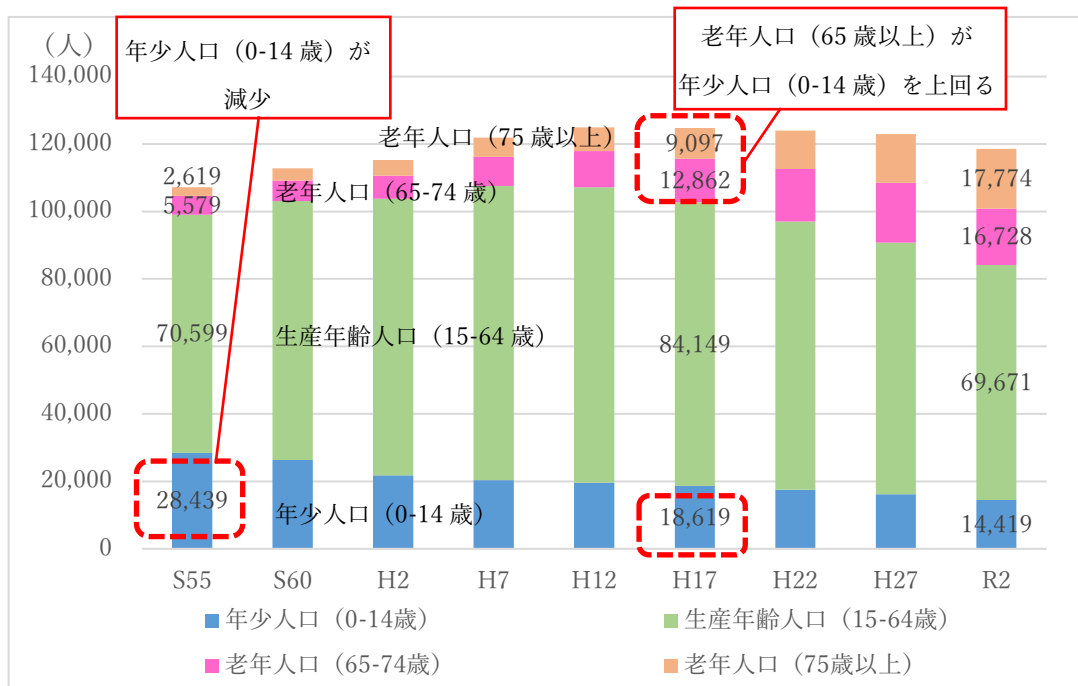


図3：年齢4区分別人口の推移

※国政調査のデータを引用（年齢不詳は除いている）

○0～5歳人口の今後の推計

国立社会保障・人口問題研究所（以降、社人研）が公表している推計方法に基づき、檀原市の0～5歳までの人口を推計したところ、40年後の人口は現在の半数以下になる結果となりました。

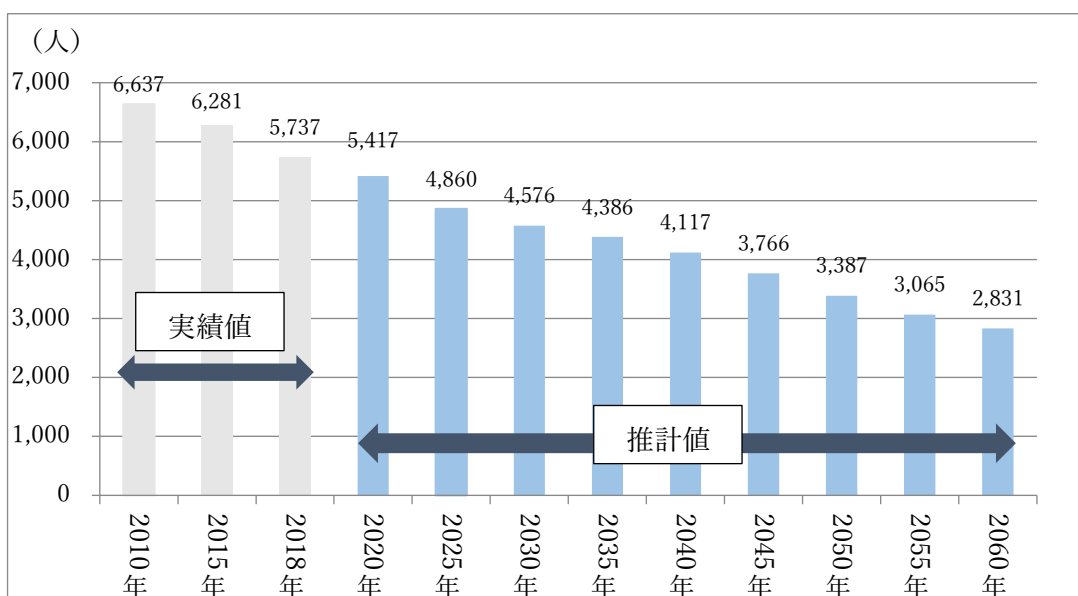


図4：0～5歳人口の今後の推計

※社人研推計：現状のまま、出生率、人口の移動、死亡率等が推移していくと仮定した推計値

※0～5歳人口：社人研0～4歳推計値に社人研5～9歳推計値を5で割った数を5歳推計値として合計した値

(4) 園児数の推移

○公立幼稚園（こども園の1号認定を含む）の推移

公立幼稚園の園児数（こども園の1号認定を含む）については、ピーク時（昭和53年）の3,092人から令和4年の489人と、ピーク時の約16%まで減少しています。

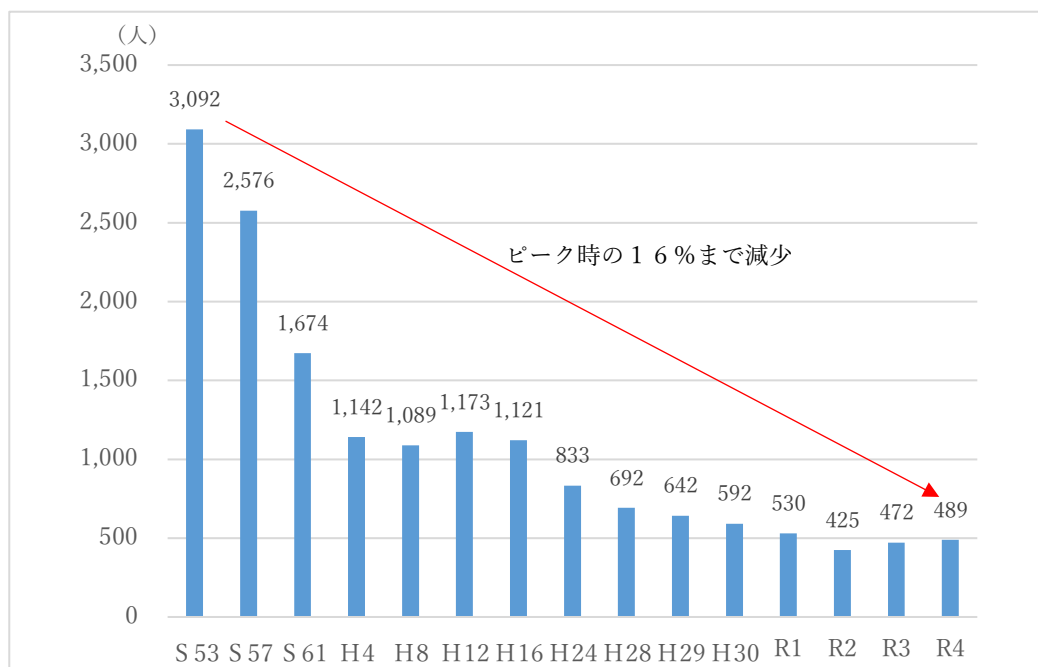


図5：公立幼稚園の園児数推移

※こども園の1号認定を含む

○施設類型別の推移

檀原市の就学前施設の園児数の推移は以下のとおりです。

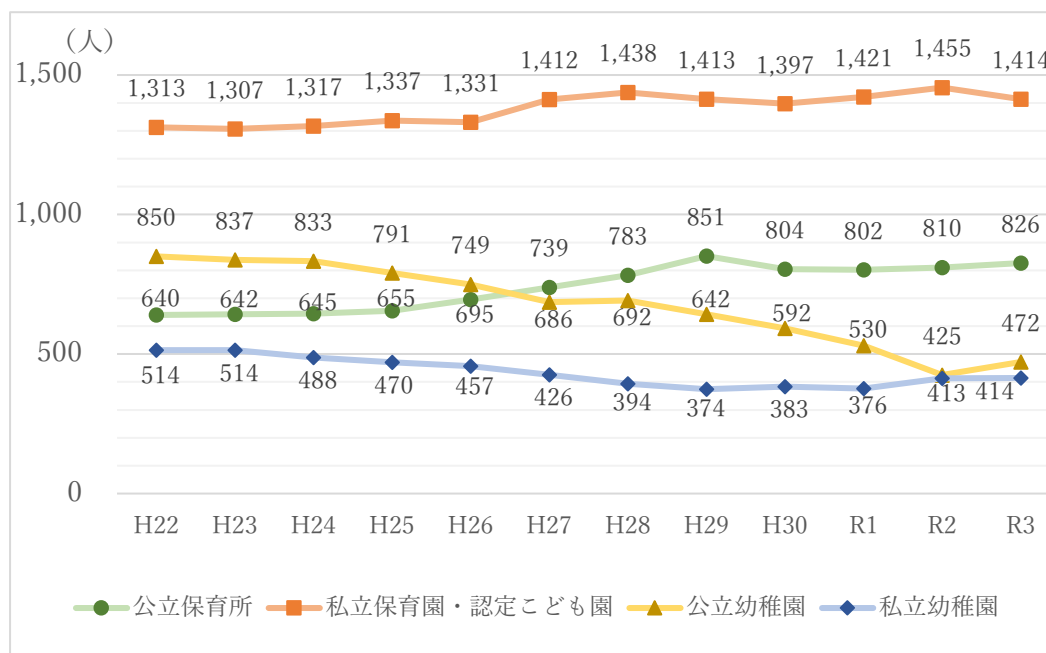


図6：檀原市の保育所（園）・幼稚園・認定こども園の園児数推移（檀原市統計書より）

※公立幼稚園の園児数には、こども園の1号認定を含む

○公立幼稚園（単独幼稚園）の園児数

令和4年5月1日時点での園児数は以下のとおりです。

表6：公立幼稚園の園児数

中学校区	園名	3歳児		4歳児		5歳児		合計
		園児数	クラス数	園児数	クラス数	園児数	クラス数	
畝傍	畝傍南幼稚園	—		10人	1	10人	1	20人
	畝傍東幼稚園	—		22人	1	19人	1	41人
八木	耳成幼稚園	—		9人	1	15人	1	24人
	耳成南幼稚園	—		18人	1	23人	1	41人
	晩成幼稚園	25人	1	19人	1	14人	1	58人
	香久山幼稚園	—		2人	1	7人	1	9人
大成	真菅幼稚園	—		12人	1	19人	1	31人
白檀	白檀幼稚園	31人	1	15人	1	10人	1	56人
檀原	真菅北幼稚園	32人	1	31人	1	23人	1	86人
	耳成西幼稚園	—		15人	1	19人	1	34人
合計		88人	3	153人	10	159人	10	400人

※こども園の1号認定は含まず

○こども園の園児数

令和4年3月1日時点での園児数は以下のとおりです。

表7：こども園の園児数

中学校区	園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
八木	第1こども園	6人	25人	31人	35人	49人	41人	187人
大成	第2こども園	9人	29人	36人	39人	61人	61人	235人
光陽	第3こども園	9人	15人	24人	36人	57人	57人	198人
畝傍	第4こども園	6人	31人	33人	37人	52人	51人	210人
光陽	第5こども園	6人	18人	26人	24人	32人	39人	145人
合計		36人	118人	150人	171人	251人	249人	975人

※1号認定を含む

○待機児童数 令和4年4月1日時点の待機児童数：174人（うち国基準1人）

(5) 各園の建物状況

表8：各園の築年数と建物構造

中学校区	園名	築年数	構造
畝傍	畝傍南幼稚園	37年	RC造
	畝傍東幼稚園	44年	RC造
	第4こども園(本園)	31年	RC造
	第4こども園(分園)	40年	RC造
八木	耳成幼稚園	39年	RC造
	耳成南幼稚園	46年	LS造
	晩成幼稚園	42年	RC造
	香久山幼稚園	42年	RC造
	第1こども園(本園)	25年	RC造
	第1こども園(分園)	47年	RC造
大成	真菅幼稚園	40年	RC造
	第2こども園(本園)	21年	RC造
	第2こども園(分園)	42年	RC造
光陽	第3こども園	36年	RC造
	第5こども園	40年	RC造
白檀	白檀幼稚園	43年	RC造
檀原	真菅北幼稚園	46年	LS造
	耳成西幼稚園	41年	RC造

※RC造：鉄筋コンクリート造、LS造：軽量鉄骨造

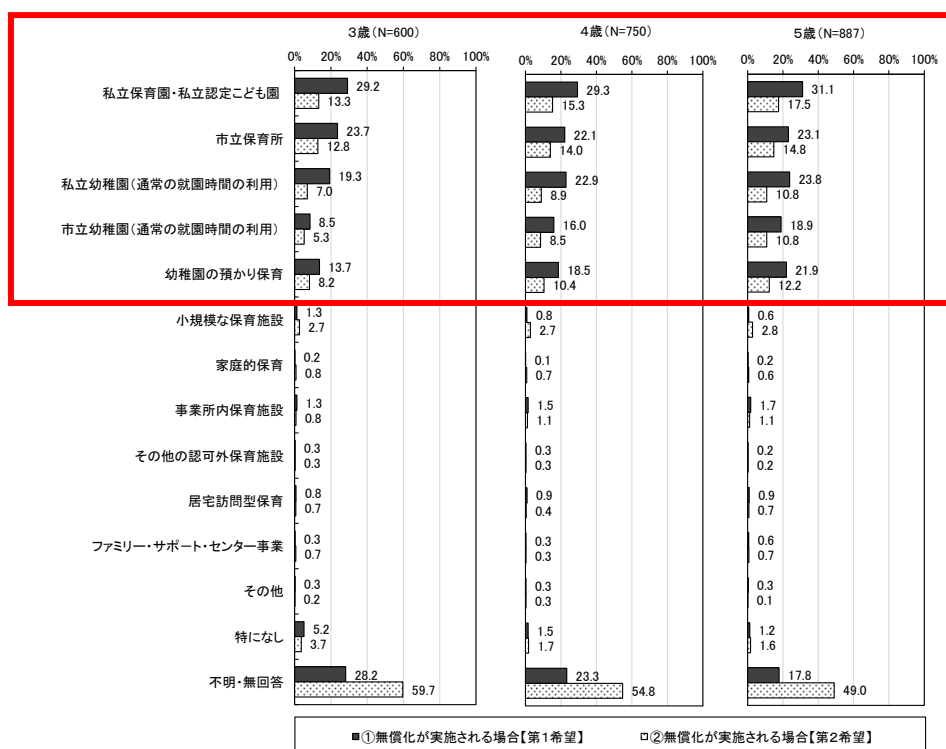
※築年数は各園の主な建物の令和3年度末時点の経過年数

(6) 市民意向の把握

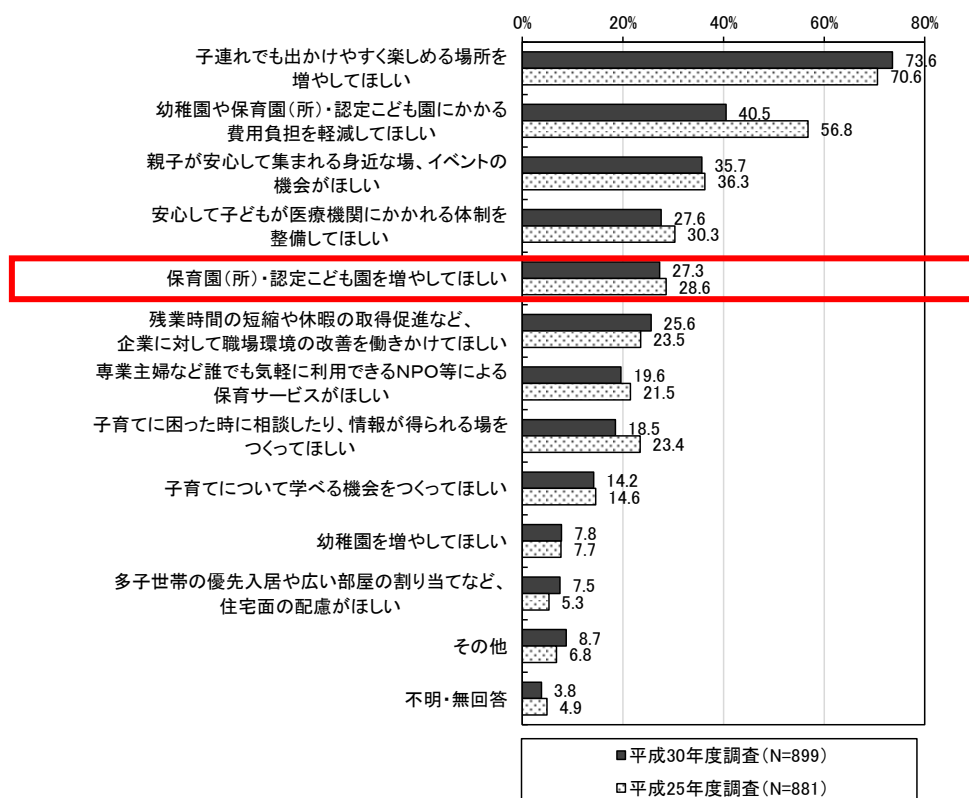
○ 榎原市子ども・子育て支援に関するアンケート結果（一部）

平成31年に実施した榎原市子ども・子育て支援に関するアンケート結果は以下のとおりです。

問 現在国で計画されている「幼児教育・保育無償化」が実現した場合に利用したい施設・サービスについて、希望する施設・サービスを選択肢からそれぞれ2つまで選び、下記①に第1希望、②に第2希望を番号でご記入ください。



問 市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



問 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や子育て支援に関してご意見がありましたら、ご自由に
記入ください。

保育・子育てに関すること

内 容	件数
こども広場について(駐車場が遠い、駐車・駐輪料金がかかる、駐輪場がほしい、土日もイベントを開催してほしい、一時預かりの時間・料金の見直しなど)	24
放課後児童クラブについて(保護者負担の軽減、市による運営を希望、保育内容の充実、利用時間の延長、施設や定員を増やしてほしい、長期休暇のみの利用もできるようにしてほしいなど)	23
保育園(所)の数を増やしてほしい、定員の拡大、待機児童の解消など	21
保育園(所)のサービスの充実・改善(休日保育の実施、保育時間の延長、卒園後～小学校入学までの保育の実施、給食やおやつの改善など)	18
病児・病後児保育の充実(増設、受け入れ開始時間の見直し、送迎対応など)	12
一時預かりの充実(予約方法の見直し、いざという時にすぐに利用できる体制整備、気軽に利用できるなど)	12
親子で参加できるイベントや親子が集まれる場所の充実	11
子育て支援センターについて(土日祝の開放、遠い、先生を増やしてほしい、対象年齢の拡大など)	11
檀原市は子育てしにくい、子育て支援が充実していない	11
保育士の確保、質の向上、処遇改善	11
こども園について(数を増やしてほしい、3年保育の導入、幼稚園をこども園にしてほしいなど)	10
保育園(所)の入所条件の見直し(求職中も入所できるようにしてほしい、専業主婦でも多子世帯は入所できるようにしてほしいなど)	9
希望する時期に希望の保育園(所)に入れるようにしてほしい、自宅近くの保育園(所)に通えるようにしてほしいなど	8
障がいのある子どもやその家族に対する支援の充実(発達支援センターの充実・サポート体制・連携など)	8
幼稚園の預かり保育の充実(預かり時間の延長、長期休暇中の実施など)	7
交流の場、機会の充実(共働き家庭・多胎児家庭・母子家庭等の集いの場、子育て中の母親の孤立防止など)	5
預かりサービスの充実(土日祝や長期休業中も利用できる、気軽に利用できるなど)	5
共働き家庭、祖父母が遠方に住んでいるなど頼れる人がいないことを前提とした支援をしてほしい	5
保護者が子どもの発達や子育て等について学ぶ機会の充実	4
子どもを産み育てやすい環境づくりをしてほしい	3
保育園(所)の行事や参観日を土曜日にしてほしい、小学校の行事と重ならないようにしてほしいなど	3
就学前のみならず、就学後の支援も充実させてほしい	3
幼稚園・保育園(所)の地域交流(園庭開放など)	2
子育てサークルの充実	2
ファミリー・サポート・センター事業について(送迎も対応してほしいなど)	2
父親の子育てに対する意識改革、子育てへの関わりの促進	2
子育てに関する公共施設を一か所に集約してほしい	1

教育に関すること

内 容	件数
(公立)幼稚園へ3年保育の導入	54
(公立)幼稚園のサービスの充実または改善(給食の導入、駐車場の整備、通園バスの導入など)	6
(公立)幼稚園の在籍園児数が減少している。存続できるか心配	5
幼稚園での保護者負担の軽減(役員、お弁当の回数など)	5
教育、保育に関わる先生の質の向上、負担軽減、処遇改善など	4
幼稚園のカリキュラムの充実(英語、文字の読み書き)	1
紫外線対策としてタレ付き帽子を市内幼、保、小で取り入れてほしい	1

○公立幼稚園・保育所適正配置の対応策(案)に対するパブリックコメントの意見

令和3年3月に「公立保育所・幼稚園適正配置の対応策(案)」に対するパブリックコメントを実施した結果、27名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見の概要を以下のとおり集約しました。

表9：いただいた意見の概要

意見募集した項目	回答数	NO	意見内容	回答数
対応策1 公立幼稚園の再編	6	1	(再編する際は)発達障がいのある子どもに対する加配・専門職員を配置してほしい	2
		2	公立幼稚園は廃止すべき	1
		3	幼稚園は幼稚園、保育所は保育所にしてほしい	1
		4	こども園に入所したが、幼稚園部と一緒に、子どもが早く帰りたいようになった	1
		5	再編する場合、制服・用品の規定はどうなるか	1
対応策2 認定こども園の整備と民間活力の導入の検討	11	6	公立保育所を(校区内または隣の校区内程度に)増やしてほしい	3
		7	北部に認定こども園を増やしてほしい	2
		8	地域ごとに認定こども園を設置してほしい	2
		9	北部に公立保育所を増やしてほしい	1
		10	認定こども園を設置する際は、病児保育を設置してほしい	1
		11	こども園に学童を併設してほしい	1
12	公立幼稚園・こども園のすべてが民営化の方向に向かうべきではない	1		
対応策3 公立幼稚園での3歳児保育の実施	12	13	公立幼稚園で3歳児保育を実施してほしい	12
対応策4 預かり保育の拡充	6	14	預かり保育の時間を延長してほしい	6
対応策5 過小規模園の休園等	1	15	休園基準を明確に示してほしい	1
その他	12	16	保育士の人員確保を計画的に行い、子どもが落ち着いて保育してもらえる環境にしてほしい	4
		17	公立幼稚園で給食を導入してほしい	3
		18	私立保育園への巡回を行ってほしい	1
		19	公立・私立がお互い協力できれば素晴らしいと思う	1
		20	幼稚園での教育内容の見直し(英語教育など)はどこまで対応するか?	1
		21	保育の質(魅力ある保育:読み聞かせなど)についての検討はしているか?	1
22	公立保育所で0歳の延長保育を実施してほしい	1		
意見数合計				48

(7) 答申書

令和3年6月24日に檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会から提出があった答申書は下記のとおりです。

令和3年6月24日

檀原市長 亀田 忠彦 様
檀原市教育委員会 教育長 深田 展巧 様

檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会
会長 天根 俊治

檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画の方向性について

答申書

令和2年1月28日付、檀教総第700号、檀教総第118号で諮問のあったことについて、慎重に検討を行った結果、次のとおり答申します。

檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画の方向性について（答申）

I. はじめに

近年、子どもを取り巻く社会環境は、核家族化の進行や共働き世帯の増加、少子化等、大きく変化しています。また、子どもを預けなくては働けない家庭が増え、少子化にも関わらず、保育需要が増大する傾向になります。

檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会は、令和2年1月28日付けで、市長および教育長から下記の事項について諮問を受けました。

- (1) 就学前の保育・教育施設の適正配置実施計画に関する事項
- (2) 多様化する保育ニーズを踏まえた既存施設の転換に関する事項
- (3) 就学前の保育・教育施設の民間活力導入に関する事項

令和2年1月から6回の検討委員会を行った結果、檀原市においても幼稚園では園児数が減少し、保育所では増加傾向にあることや、待機児童が増加していること、園舎の老朽化等、こ

これらの課題に対応した就学前の保育・教育のあり方が求められているのは明らかであると考えます。

檀原市の実情を鑑みると、幼稚園の再編や、認定こども園の整備の検討、民間活力の導入、3歳児保育や預かり保育の拡充などを実施していくことが、充実した就学前の保育・教育を進めていくうえで大切になると考えます。

については、貴職におかれては、本答申を受け、総合的な計画を速やかに策定され、当初の目的が達成できるよう、最善の努力をされるよう望みます。

II. 各答申内容

(1) 就学前の保育・教育施設の適正配置実施計画に関する事項

①公立幼稚園の再編について

・公立幼稚園の再編に関すること

公立幼稚園では、園児数の減少が著しく、子どもの育ちに大切な集団がさらに小規模化し、望ましい環境での幼児教育が難しい状況となると見込まれ、施設の老朽化も課題となっていることから、公立幼稚園の再編を進めてください。

再編に当たっては、以下の再編シミュレーションの条件を参考に、再編対象園の組み合わせや再編時期を検討し、再編実施計画を策定されることを望みます。

【再編シミュレーションの条件】

- ①今後の園児数の推計から、各学年1学級の園を対象とすること。
- ②原則、同じ中学校区内で既存施設を活用した再編とすること。
- ③長寿命化改修を行う時期（建築後55年頃）を目途に再編を実施すること。
- ④軽量鉄骨造は長寿命化改修の効果が得にくいため、軽量鉄骨造の建替時期（建築後50年頃）を目途に実施すること。
- ⑤既に再編実施済みの園については、シミュレーションの対象外とすること。

・認定こども園としての整備を目指すこと

待機児童が増えているという現状や3歳児保育や預かり保育など地域の保育ニーズを勘案して、再編の際には認定こども園としての整備を望みます。

・地域性や登園方法について

現在、檀原市には5つの檀原市独自のこども園があります。しかし、市内の中部、南部地域に位置しており、北部地域にはそういったこども園が整備されていません。このことから、認定こども園としての整備の際には、整備する地域に偏りがないよう、市内のどこからでも認定こども園に通うことができるような配置となるよう検討されることを望みます。また、従来の園区を越えての登園の際、原則的には保護者による送迎が考えられます。その際には自動車での送迎が多くなることが想定されますので、駐車場の整備など合わせて計画されることを望みます。

・閉園後の跡地利用に関すること

跡地利用については売却も含めて民間活用を検討してください。その際には、市の都市計画だけでなく、地域の実情や地域住民の要望等を十分に聞き、総合的な計画を策定されることを望みます。

②過小規模園の休園等について

・園児募集の停止基準

子どもたちの育ちに大切な集団が過小規模となり、幼児教育の実施が困難と見込まれ、その状態が続いている場合、園児募集の停止や休園の手続きを進めてください。

この場合の過小規模集団の基準として、1学年14人以下とします。この14人以下という基準には次のような理由があります。

- 1) 集団保育の教育的効果を高めるために、グループ活動を堅実に行える目安の人数として5人程度の小グループが3つ以上作れること。
- 2) 幼児期に培ってほしい内容（協同性・規範意識・向上心）等を勘案すると、15人以上の集団規模がふさわしいこと。

よって、全ての学年の園児数が14人以下の過小規模集団となった場合、園児募集の停止や休園の手続きを進めてください。

・休園までの手順

園児募集停止基準を下回った場合、即時園児募集を停止するのではなく、段階を追った停止の手順を提案します。

まず、基準日（毎年度5月1日）を設けます。そして、次の二つの条件を考慮します。

- 1) 各年度、基準日の時点で全ての学年の園児数が14人以下となっていること
- 2) その状態が2年間続いていること

この二つの条件に該当した園については、2年目に行う園児募集（3年目に入園する園児）を停止する必要があると考えます。なお、3年目に在園する園児が0人となる幼稚園については、前年度の5歳児の卒園後に休園の手続きを進めてください。

・園児募集の停止にかかる配慮事項

前項の園児募集の停止基準や休園までの手順をもとに園児募集を停止しようとする場合には、次のことについて配慮をお願いします。

まず、すべての学年で過小規模集団（14人以下）となった年（1年目）に、来年度も継続して過小規模になった場合は再来年度入園の園児募集を停止するという旨を地域や保護者に十分説明を行ってください。

なお、園児募集を停止する際には、園区の改正を行う必要も出てきます。また、一旦、園児募集を停止した後、地域において、新しく入園を希望する園児数が、停止基準の14人を上回った場合、再び、園児募集を開始することも検討しておく必要があります。

(2) 多様化する保育ニーズを踏まえた既存施設の転換に関する事項

①公立幼稚園での3歳児保育の実施について

就学前の保育・教育の充実を図るため、令和3年度から市内3園で3歳児保育を実施されているところです。人員確保や設備の不足などから、全園で3歳児保育を実施することは困難であると思われていますが、3歳児保育を望む保育ニーズは橿原市内全体にありますので、今後、公立幼稚園の再編・認定こども園化を整備する中で、3歳児保育にも対応できるよう望みます。

②預かり保育の拡充について

公立幼稚園を利用される保護者の子育てを支援するため、令和3年度から通常の預かり保育時間を拡充するとともに、長期休業中の預かり保育も実施されているところです。3歳児保育と同様、更なる預かり保育の拡充を望む保育ニーズは橿原市内全体にありますので、今後、公立幼稚園の再編・認定こども園化を整備する中で、預かり保育の拡充にも対応できるよう望みます。

③認定こども園の整備について

・認定こども園の整備

地域の保育ニーズを勘案して、認定こども園の整備に取り組んでください。次の民間活力導入に関する事項でも述べますが、認定こども園の施設分類型についても、地域的なバランスや市民ニーズにも配慮しながら、総合的に検討してください。

・人員確保や設備について

認定こども園として整備するためには、まず、教室の確保が必要となってきます。そのうえ、公立幼稚園に整備されていない機能については「奈良県幼保連携認定こども園の学級の編成、職員、整備及び運営の基準に関する条例」に基づき、施設の増改築や整備、職員の増員が必要となると考えられます。充実した就学前の教育の実現のため、認定こども園の整備のために必要な人的・物的な準備を行い、計画的な実施をお願いします。

(3) 就学前の保育・教育施設の民間活力導入に関する事項

・民間活力導入の検討

民間活力の導入は、行政が民間の様々なノウハウを有効活用しつつ、住民ニーズに対応していくための手法の一つです。認定こども園を整備する際は、民間活力の導入を積極的に検討してください。

・民間活力導入の形態

民間活力導入については様々な手法やスキームがあり、官民の関係も異なります。整備した認定こども園の施設分類型によって、民間活力導入の形態も変わってきます。

民間活力を導入して、公立幼稚園を認定こども園化として整備する際には、民設民営でありながら、ある一定の公共性を担保する「公私連携幼保連携型認定こども園」を整

備することを望みます。また、檀原市こども園についても、これまで檀原市が取り組んできたこども園の実績を踏まえ、民間活力の導入を検討してください。民間活力導入の形態も熟考しながら、総合的な計画を進めてください。

・民間活力導入の際の配慮事項

認定こども園を整備し、民間活力を導入していくにあたっての配慮事項を述べます。まず、これまで檀原市の3歳児保育については民間の幼稚園に担っていただいていたという経緯があります。その民間の幼稚園には市の方針に沿う形で様々な経営努力を払われ、今日まで取り組んできていただいていたという状況があります。

そのような、経緯、状況にある檀原市が、民間活力導入といった大きな方針転換をする際には、市内の民間の幼稚園、保育園、こども園に対して丁寧な説明や協議を行いながら進めてください。

また、現場で働く職員や園児を通わせる保護者の方々、対象となる園がある地域の方々に対しても丁寧に説明をし、不安を払拭し、理解を得たうえで進めていただくことを望みます。

Ⅲ. おわりに

本委員会は、就学前の子どもに対する保育・教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして非常に重要であるという認識のもと、議論を重ねてきました。そして、「子どもたちや保護者にとって、よりよい教育・保育環境の充実を図る」という当初の目的を達成することを願って本答申をまとめました。

貴職におかれては、この答申を尊重され、今後の施策に反映されるよう最大限の努力を尽くされることを望みます。

なお、実施計画作成にあたっては、保護者、地域、関係機関との意思疎通を図りながら進めてください。

檀原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会委員名簿

所属・役職	氏名	委嘱期間
学識（奈良芸術短期大学 副学長）	あまね としはる 天根 俊治	令和元年12月2日～令和3年6月24日
学識（奈良教育大学 名誉教授）	しげまつ けいいち 重松 敬一	令和元年12月2日～令和3年6月24日
私立保育園 代表	まつい だいすけ 松井 大典	令和元年12月2日～令和3年6月24日
私立幼稚園 代表	さへき まさとし 佐伯 雅寿	令和元年12月2日～令和3年6月24日
檀原市自治委員連合会 代表	こめだ かつひこ 米田 勝彦	令和元年12月2日～令和2年6月22日
	ますたに きちよ 榎谷 佐千代	令和2年6月22日～令和3年6月24日
	なかがわ はちろう 仲川 八郎	令和元年12月2日～令和2年6月22日
	よねかわ のりひさ 米川 憲久	令和2年6月22日～令和3年6月24日
檀原市PTA連合会 代表	もりもと ようじ 森本 洋司	令和元年12月2日～令和2年5月8日
	かきもと けんぞう 柿本 健三	令和元年12月2日～令和3年5月22日
	たつみ たかお 辰巳 隆雄	令和2年5月8日～令和3年6月24日
	にしとうげ まさき 西峠 昌樹	令和3年5月22日～令和3年6月24日
檀原市議会 代表	おおぼ ゆかこ 大保 由香子	令和元年12月2日～令和2年3月2日
	ひろい かずたか 廣井 一隆	令和2年3月2日～令和3年2月24日
	おおきた かずすけ 大北 かずすけ	令和3年2月24日～令和3年6月24日
檀原市園長会 代表	いぬい いくよ 戌亥 育代	令和元年12月2日～令和3年4月1日
	もり きよみ 森 清美	令和3年4月1日～令和3年6月24日
檀原市校長会 代表	まつもと しゅうじ 松本 修二	令和元年12月2日～令和3年4月1日
	かがみ ひでお 香美 秀央	令和3年4月1日～令和3年6月24日
労働者 代表	もりしま りょういち 森嶋 良一	令和元年12月2日～令和3年6月24日
公募委員	いのうえ まさき 井上 昌規	令和元年12月2日～令和3年6月24日
公募委員	なかい よしみ 中井 好	令和元年12月2日～令和3年6月24日

■ 公私連携で変わる事、変わらない事

運営主体→変わります。

運営主体は、市から民間事業者（学校法人または社会福祉法人）に移管します。ただし、締結する協定に基づき、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に 指導・監査を行います。

運営形態→変わります。

市立幼稚園から認定こども園（幼保連携型）へ移行します。

保育士・教諭等→変わります。

市職員である保育士・幼稚園教諭等から、法人職員である保育教諭に変わります。ただし、子どもへの影響をなくすため、十分な引継期間を設定します。

保育料→変わりません。

保育料は、条例等に基づき、市が決定しており、市立と私立での違いはないことから、運営が変わることと、保育料が高くなることはありません。

また、教材費などの新たな保護者負担の導入については、三者協議会で協議を行い、同意を得た上で決定します。

教育・保育内容→より充実します。

「檀原市就学前の保育・教育指針」「檀原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」、「檀原市就学前人権保育・教育指針」に基づき、檀原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた教育・保育内容を承継します。

さらに、幼稚園的な利用（1号認定）は3年保育を受けることができるとともに、預かり保育や給食の提供も可能となり、サービス内容が充実します。

移行後の市の対応→一定の関与を保ち続けます。

移行後についても引き続き、市職員が定期的に園を訪問し、公私連携法人と締結した協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じて助言・指導を行うなど市が一定の関与を保ち続けます。